

## 「交通結節点等基盤整備部会」の設置について

## 1 趣旨

駅東側区間の工事スケジュールに合わせた整備計画の確定や、駅西側の事業化に向けた技術的な検討を進めるため、「芳賀・宇都宮基幹公共交通検討委員会」（以下、「委員会」という。）の専門部会として、有識者や軌道運送事業者、行政等で構成する「交通結節点等基盤整備部会」（以下、「部会」という。）を設置したことから、その内容について報告するもの。

## 2 部会における検討事項について

## (1) 検討範囲

LRT全体区間（約18km）

## (2) 検討事項及び対象施設（別紙1参照）

検討事項	対象施設
ア 交通結節点における基盤整備に関する事項	□ 駅東側区間（トランジットセンター） JR宇都宮駅東口TC，ベルモール前TC， 新4号国道周辺TC，清原工業団地TC， 芳賀工業団地TC
	□ 駅東側区間（乗降場） 下平出停留場付近，下竹下停留場付近
	□ 駅西側区間（トランジットセンター） JR宇都宮駅西口周辺，東武宇都宮駅付近， 桜通り十文字付近
イ LRT導入に伴う道路空間再編 や交通円滑化に関する事項	□ 駅西側区間
ウ その他，基盤整備に必要な事項	□ 駅西側区間（停留場） 等

## 3 部会での検討の進め方

## (1) 検討内容

駅東側区間のトランジットセンター等については、工事のスケジュールに合わせた整備計画の確定や既存施設との連携方策について検討を行う。

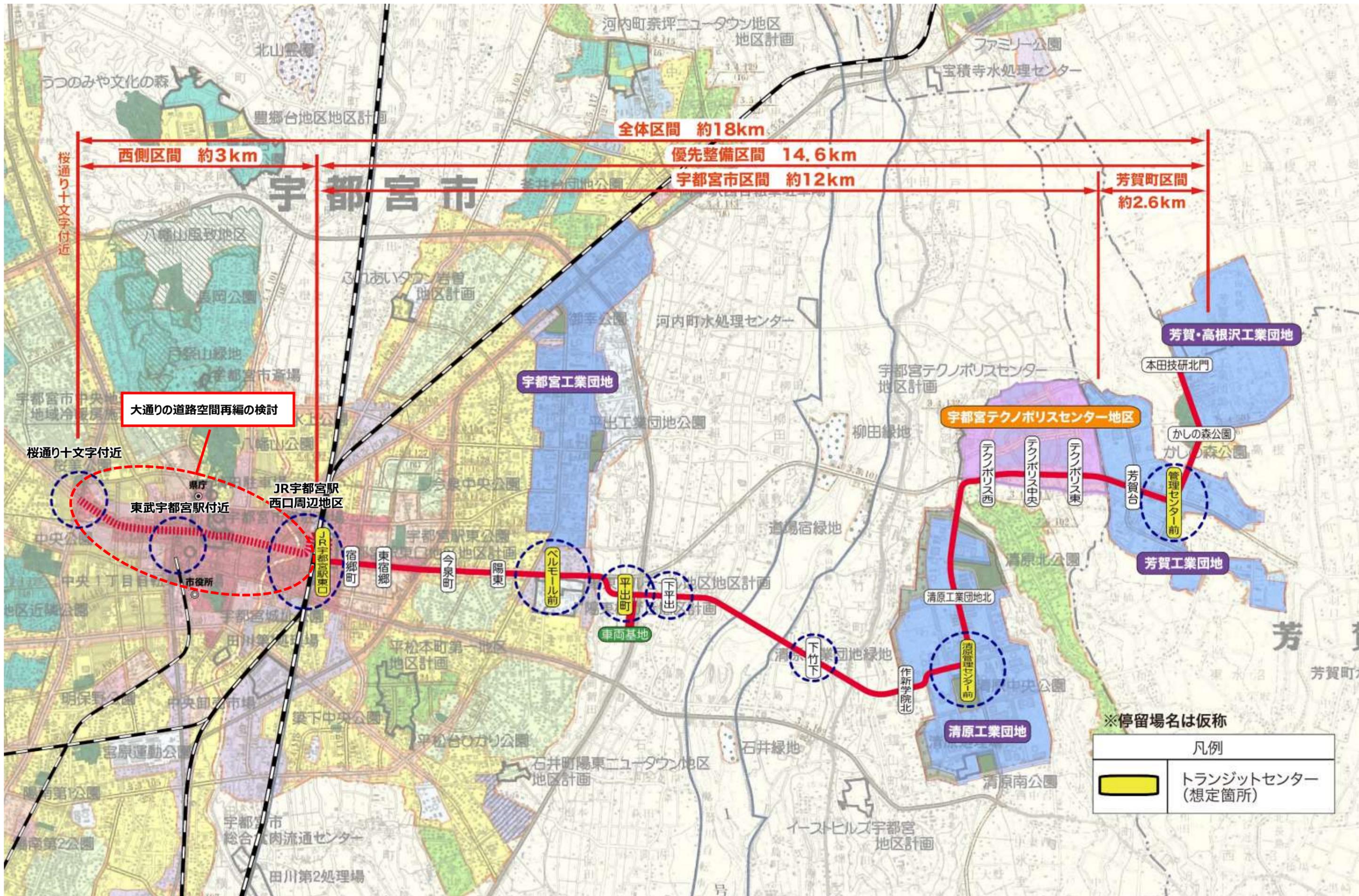
また、駅西側の交通結節点や大通りの道路空間再編などについて、事業化に向けた技術的な検討を深めていく。

なお、検討結果については、適宜委員会に報告する。

対象施設		検討内容
駅東側	<input type="checkbox"/> 交通結節点 ・ 清原工業団地 T C ・ 下平出停留場, 下竹下停留場 ・ J R 宇都宮駅東口 T C ・ 新 4 号国道周辺 T C ・ ベルモール前 T C, 芳賀工業団地 T C	→ 整備計画の確定に向けた検討 → 整備内容の具体化に向けた検討 → 駅東口開発との連携方策を検討 → 周辺まちづくりとの連携方策を検討 → 既存バスターミナルと L R T 停留場の乗換え 利便性の向上策を検討
	<input type="checkbox"/> 交通結節点 ・ J R 宇都宮駅西口周辺地区 ・ 東武宇都宮駅付近 ・ 桜通り十文字付近	→ 駅西口駅前広場内の L R T 導入ルート の検討 (停留場位置含む) → 整備内容などの検討 → 整備内容などの検討
	<input type="checkbox"/> 大通りの道路空間再編	→ 大通りの横断構成の検討

(2) 交通結節点等基盤整備部会設置要綱

別紙 2 参照



## 交通結節点等基盤整備部会設置要綱

### (設置)

第1条 芳賀・宇都宮基幹公共交通検討委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第9条に基づき、交通結節点等基盤整備部会（以下「部会」という。）を設置する。

### (検討事項)

第2条 部会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 交通結節点における都市基盤に関する事項
- (2) LRT導入に伴う道路空間再編や交通円滑化に関する事項
- (3) その他、基盤整備に必要な事項

### (組織)

第3条 部会は、別表第1に掲げる委員で組織することとし、市長が委嘱する。

- 2 有識者委員の任期は、委嘱の日から検討終了の会議の日までとする。
- 3 行政委員及び軌道運送事業者委員の任期は、委嘱の日から検討終了の会議の日までとし、委嘱されたときにおける当該職又は身分を失ったときは、その職を失う。
- 4 欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (部会長)

第4条 部会に、部会長1人を置く。

- 2 部会長は、委員の互選によって定める。
- 3 部会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 部会長に事故があるとき、又はやむを得ず欠席するときは、部会長があらかじめ指名したものがその職務を代理する。

### (行政アドバイザー)

第5条 部会に、別表第2に掲げる行政アドバイザーを置く。

### (オブザーバー)

第6条 部会に、別表第3に掲げるオブザーバーを置く。

### (会議)

第7条 会議は、必要に応じて、部会長がこれを招集する。

- 2 部会長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

### (事務局)

第8条 部会の事務局は、宇都宮市建設部LRT企画課、LRT整備課、都市整備部市街地整備課及び総合政策部地域政策室に置く。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和元年7月4日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

	氏名	役職等
有識者委員	岸井 隆幸	日本大学特任教授
	大森 宣暁	宇都宮大学教授
行政委員	鎌田 秀一	宇都宮市副市長
	古谷 一良	芳賀町副町長
軌道運送事業者委員	中尾 正俊	宇都宮ライトレール株式会社常務取締役

別表第 2（第 5 条関係）

行政アドバイザー	栃木県県土整備部交通政策課長
	栃木県警察本部交通部交通規制課長

別表第 3（第 6 条関係）

オブザーバー	東日本旅客鉄道株式会社大宮支社総務部企画室長
	東武鉄道株式会社経営企画本部経営企画課長
	独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部事業企画部担当部長